平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

整理番号	9 － 51

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	中小企業等振興事業					
評価者	担当課名		産業振興課	担当係名		商工観光係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	石井弘道		氏名	齋藤康志
事業の概要	地域の中小企業等の多岐にわたる経済活動を支援するため、町は一定範囲にて町内信用金庫に資金を預託し、各信用金庫は独自資金に預託金を加えることにより融資を実行している。また、当制度より融資を受けた中小企業者に対し、支払った保証料の80%を補給している。					

全体計画	/期間限定複数年度
（平成 20 年度～ 24 年度）	

事業費		
国・道支出金		千円
地方債		千円
その他	140,000	千円
一般財源	24,300	千円
事業費計	164,300	千円

実施方法	■ 直営	□ 民間委託	□ その他（　　）
第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業	□ 非登載事業	優先度 B

事業の位置付け		
政策目標	1	はつらつ・雄武～地域産業の振興～
基本施策	4	商工業の振興
単位施策	1	事業所の体力づくりへの支援
事務事業の種類	■ 自治事務	□ 法定受託事務
その他計画・根拠等	雄武町中小企業等振興条例	

事業費 実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(計画)
国・道支出金	千円	千円	千円	千円	千円
地方債	千円	千円	千円	千円	千円
その他財源	50,234 千円	40,323 千円	30,251 千円	50,000 千円	千円
雄武町負担額（一般財源）	1,068 千円	391 千円	632 千円	5,500 千円	4,000 千円
合計	51,302 千円	40,714 千円	30,883 千円	55,500 千円	4,000 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	町内中小企業者等
【抱える課題やニーズは】	経済の低迷により企業収益が向上せず、設備投資等のため継続的な資金調達が必要となっている。
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	貸付制度の利用により、継続的な事業展開が可能となる。また、保証料補助によって中小企業ゆえに高額となりがちな保証料の負担感を軽減している。
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	円滑な融資が継続されることにより、地元中小企業の資金調達が容易となり、経営基盤の安定が図られる。

望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）

融資実行件数及び金額、助成件数

指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
① 融資件数	目標年度	22年度
	目標値	40 件
	実績値	15 件
	達成度	37.5 %
② 施設設置・新製品開発等に対する助成件数	目標年度	22年度
	目標値	3 件
	実績値	1 件
	達成度	33.3 %

内　容（どのような手段で何を行ったか）

中小企業融資に係る保証料の補給補助	融資を受けた中小企業者が支払った保証料の80%を補給する。
各金融機関への貸付金預託	地域の中小企業等の多岐にわたる経済活動を支援するため、町は一定範囲にて町内信用金庫に資金を預託し、各信用金庫は独自資金に預託金を加えることにより融資の原資を確保している。
施設整備に対する補助	施設設置に係る助成については固定資産税評価額（1,000万円を超えるものは1,000万円）の10／100相当額、新製品開発に係る助成については、事業に要した経費（1,000万円を超えるものは1,000万円）の10／100相当額を補助する。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	□義務的なもの □全部 □一部	地域経済の活性化と中小企業等の経営基盤安定のため、地元中小企業者が使いやすい制度資金は必要と考える。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 □達成 □ほぼ達成 ■下回る	本事業の実施により、円滑かつ継続的な資金調達が確保されており、本事業の有効性は高いと判断する。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 ■事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 □その他	中小企業の支払った保証料実績に応じた補給補助であるため、過剰な補給補助は発生しておらず、効率的と判断する。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	町内全ての中小企業者等を対象としており、公平と判断できる。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A	A	
本事業については、計画通り目標が達成されており、今後は新たな制度設計を確立し、中小企業の経営基盤の安定化が図られるよう進めることが必要である。	同　左	

今後の展開方向
(Action)

継続／拡充	継続／拡充	
商工会並びに町内金融機関と連携をとって、新たに条例を改正し、中小企業者が継続的な事業展開が可能となるよう、利息及び保証料の補助を行い経営基盤の安定化を推進する	同　左	

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）